

もっと地域にわくわくを！

Let's go to the park, have fun!

身近な 公園 てびき

～身近な公園の楽しみ方～

名古屋市

目 次

公園のマナー・ルール.....	02
あなたが身近な公園でやりたいコトは？	03
やりたいコトができるコトなのか早見表	04
こんなコトってできるのかな？	05
メニューA（一人や家族、友だちやご近所さんと公園を楽しみたい！）	06
メニューB（友達や地域の仲間と公園でイベントを開催したい！）	10
メニューC（お掃除したり花で飾ったり、公園をきれいにしたい！）	13
ステップアップ！（身近な公園を地域の庭に）	16
公園利用に関する相談受付	19

この「てびき」の内容について

この「てびき」は、身近な公園をもっと楽しんでいただくためのガイドブックです。公園は憩い・安らぎの創出、生きものとのふれあいの場など幅広い機能を備えたグリーンインフラであり、さまざまな楽しみ方があります。地域のみんなが公園を利用している事例の紹介や、利用のために必要な手続きをご案内します。

用語

【身 近 な 公 園】公園の近くにお住まいの方が日常的に利用することを目的とした比較的規模の小さな公園。

【グリーンインフラ】暮らしを支え豊かにしてくれるみどり。防災・減災や環境、地域振興などのまちづくりにみどりの機能を活かすもの。

公園のマナー・ルール

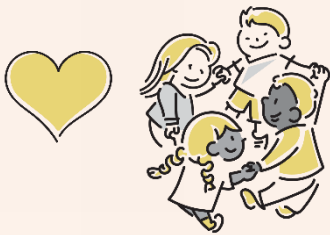
公園は誰でも自由に利用できる施設ですが、安全に楽しく利用できるよう、

「他の利用者やご近所にお住まいの方に迷惑をかけない」

「園内の施設を傷つけたりしない」というマナーやルールがあります。

ご理解とご協力をお願いします。

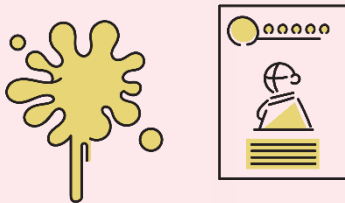
公園は利用者同士で仲良く、
ゆずり合って利用しましょう。



公園内の草花や樹木を
折ったり、持って行ったり
しないでください。



公園内の施設に落書きをしたり、
チラシを貼ったりしないでください。



ゴミやペットボトルは、
持ち帰りましょう。

犬の散歩は、必ずリード（綱）等を着用し、
フンは持ち帰りましょう。



他の公園利用者や
近隣に住んでいる方の
迷惑になることはやめてください。



詳しくはこちらをご覧ください。👉



市公式 WEB サイト

あなたが身近な公園でやりたいコトは？

1 やりたいコトを考える

まずは、あなたが公園でやりたいコトを考えてみましょう。公園はあなたが思っているよりもっと自由な場所かもしれません。

2 やりかたを知る

どんな時に、どんな許可・制度があるのかを知ることができます。あなたのやりたいコトに合わせて、許可や制度の概要を調べてみましょう。



メニューA

一人や家族、
友だちやご近所さんと
公園を楽しみたい！

📖 公園の楽しみ方って？
P. 05



メニューB

友達や地域の仲間と
公園でイベントを開催したい！

📖 公園でイベントをするための
手続きって？ P. 11



メニューC

お掃除したり花で飾ったり、
公園をきれいにしたい！

📖 公園でいろいろな活動
をしている人たちって？ P. 15

身近な公園をもっと使いやすく、もっとやりたいコトができるようにしたい！



ステップアップ

身近な公園を地域の庭に

📖 地域みんなでいろいろな公園の使い方を考え、
実現しよう！ P. 19

メニュー	やりたいコト	備考
自由にできるコト メニューA P. 05～P. 08	・柔らかなボールやおもちゃのバットを使った遊び（⇒ 5 ページ） ・昆虫採集やどんぐり拾い（⇒ 5 ページ） ・ペットとお散歩 ・手持ち花火（⇒ 5 ページ） ・水遊び（水鉄砲や水風船） ・お花見やピクニック ・ラジオ体操やヨガ、太極拳 ・写真や動画の撮影（⇒ 5 ページ） ・ラジコン（飛ばないもの）	公園を独占せずに個人や少人数で楽しむ場合で、他の人の迷惑にならないければ、原則自由にできます。 ただし、禁止されている公園もありますので、現地の看板等をご確認ください
許可が必要なコト メニューB P. 09～P. 11	・マルシェやバザー ・商業目的の写真や動画の撮影（⇒ 5 ページ） ・地域の催事（運動会、盆踊り、お祭りなど）	申請の手続きを行い、名古屋市の許可を受けてください。
団体の活動としてできるコト メニューC P. 12～14	・お掃除や草取りなど公園の美化 ・草花の植付けや花壇の手入れ ・自然観察会などの環境学習 ・清掃用具等の保管（愛護会器具庫の利用）	名古屋市の承認を受けた「緑のまちづくり活動団体」の活動としてできます。
ダメなコト	・焚火 ・ドローンやラジコン（飛ばすもの） ・野菜や果物の栽培	詳しくは公園がある区の土木事務所にお問合せください。

ボール遊びってしていいの？

柔らかなボールを使った遊びや、小さな子どものキャッチボールなど、周りの人に危なくない遊び方なら自由にできます。

ただし、公園によってはボール禁止だったり、場所や時間帯など独自のルールがあったりするので、それぞれの公園にある看板を確認してくださいね。



周りの人にとって危険だったり迷惑になったりすることはできません。野球やサッカーの本格的な練習や試合をするときは、専用のグラウンドをご利用ください。

専用グラウンドはコチラから
ご確認ください



(スポーツ・レクリエーション情報システム)



写真や動画って自由に撮れるのかな？

個人の趣味としての撮影や家族や友人とのスナップ写真の撮影は自由にできます。

収入を得るために SNS 等へ掲載したり、販売したりするための撮影や、プロのカメラマンによる撮影など、商業目的の場合は許可が必要です。(⇒11 ページ)



バーベキューはできる？

地域の行事の中で認められる場合もありますが、身近な公園では原則できません。

バーベキューをされる場合は下記公園のデイキャンプ場をご利用ください。利用の仕方は、各公園のホームページ等で確認してくださいね。

- ・庄内緑地 ・戸田川緑地 ・荒子川緑地
- ・鹿子公園 ・明が丘公園 ・天白公園

花火をしてもいいの？

下記の注意事項を守っていただければ、花火ができます。

公園によっては禁止になっているところもあるので、それぞれの公園にある看板を確認してくださいね。

【花火をする時の注意事項】

- 手持ち花火程度とする
- 近隣の方の迷惑とならない時間帯に行く
- 大きな音や声を出さない
- ゴミは持ち帰る
- 水の入ったバケツを用意して、火の後始末は確実にする
- 公園の周りに路上駐車しない

虫やどんぐりを持ち帰ってもいいの？

昆虫採集や、地面に落ちている「どんぐり」や「ぎんなん」、落葉などの植物を個人で楽しむ範囲で拾うことは自由にできます。

枝についている実などを採ったり、花壇のお花を持って帰ったりはできません。



公園の利用で分からないことがあれば、
公園がある区の土木事務所にお問合せください



メニューA

一人や家族、友だちやご近所さんと
公園を楽しみたい！

—— 公園の楽しみ方って？

近所にある身近な公園。
ぶらんこやすべり台、砂場もあって、
子ども同士や家族でちょっと遊べる場所。
でも、もしかして、公園の楽しみ方って、
実はもっともっとあるのかも。

公園を利用する人や、近くに住んでいる人、
他の人の迷惑にならないことなら、
誰でも自由に、自分好みで、
様々な楽しみ方ができるんです。

そう、公園の可能性って **無限大！**

公園はこんなに楽しい！

実際に楽しんでいる方のアイデアをご紹介します。新たな楽しみ方を見つけるヒントになるかも。あなたも公園に訪れて試してみませんか？

実は公園の中には工作の素材がいっぱい！？
公園だからできるアートを楽しもう！



一番身近にある、生き物との出会いの場。
すぐに行ける近くの公園だからこそ、
昆虫や植物の成長を観察してみよう。



1本の枝があれば、公園は大きなキャンパスだ。

料理やおしゃれなアイテムを持ち寄って、
手軽でオシャレなピクニックを楽しもう。
ゴミはちゃんと持ち帰ってね。



口コミやSNSを利用して、あなたの楽しみ方を
伝えたり、他の方のアイデアをのぞいてみたり。
楽しさとアイデアを共有しよう。



公園の楽しみ方を発信しています！

名古屋市 Midori no machi

検索



あんなことやこんなことも

移動図書館がやって来る公園でのんびり読書。



家族やペットとの日常を楽しんだり。



気の置けない仲間とお花見を楽しむことも。



地域の方と集まってラジオ体操。
朝から体を動かすのはいい気持ち。



由緒ある公園でまちの歴史を体感！



いろいろな楽しみ方ができます。



緑の中でヨガ。

ご近所の人々と手持ち花火。
火の始末には気を付けてね。



ポータブル電源でお手軽にアウトドアを楽しんだり。



健康遊具でストレッチ！



お友達と外で工作。



許可が必要な場合、公園によってはできない場合があります。
公園がある区の土木事務所にご相談ください。

公園の利用についてはこちらをご覧ください 



市公式 WEB サイト



メニューB

友達や地域の仲間と

公園でイベントを開催したい！

—— 公園でイベントをするための手続きって？

地域の催事など、みんなのアイデアを
近所の公園で実現してみませんか？
土木事務所がご相談にのります！

イベントを「企画する」ことは大変そう？
たくさんの人を集めるイベントだけでなく、
まずは「ちょっと楽しそう」と思えるアイデアから
意外とできちゃうことがあるかも。

イベントを開催するときは土木事務所に相談！

次のような利用を希望するときは、都市公園内行為許可が必要です。

公園の一部または全部を独占して行う
行事、大会、イベントなど
(盆踊り、お祭り、運動会など)



商業目的の写真撮影、テレビや
映画などの動画撮影



行為許可には**使用料**が必要となります。利用を希望する内容によって、**使用料や許可条件も異なります**ので、公園がある区の土木事務所などに相談の上、許可の申請を行ってください。(許可できない場合もあります)

ただし、地域団体(※)や愛護会が「地域の行事」として「各団体がある区の身近な公園を利用する」場合は、使用料が免除されます。

※ 地域団体：町内会、子ども会、女性会、老人会など、地域の住民が自主的に作りあげる住民自治組織のこと

ママ友やパパ友、サークルや保護者会の
有志など、普段集まるメンバーで、気軽に
イベントを開けるかも



ご近所の子も達で水鉄砲大会！

保護者会の有志で
子ども縁日♪



地域みんなで
手作りマルシェ



公園でイベントを開催してみよう！

まずはやりたいコトを

やりたいヒトたちで相談

- どんなコトをしたいか
- 誰が何をするのか

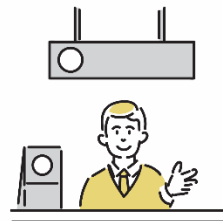


土木事務所に相談

相談前に決めておくトスムーズなこと

- 使いたい公園の施設・範囲・時間
- イベントの内容
- 準備と後片付けの日時
- 電気水道の使用

1 か月前には相談しよう！
(公園が使えない日があるかも)



公園内の電気は
基本的に使えません

行為許可の手続き

- 申請書の提出
- 許可書の発行
- 使用料の納付

10 日前には
申請してね

マルシェや飲食イベントも開催できるよ！

条件は、

- 誰でも参加できること
- 主催者が多数の出店者を募って開催すること
- 企業・商品等の宣伝が主目的でないこと
- ・・・など

開催内容については土木事務所に相談しよう。



準備

- 許可書の内容や
条件を守りましょう
- 安全第一



飲食イベントや火を使うイベントは、
保健所や消防署への手続きも必要です

イベントの準備や開催時には、他の公園利用
者や近隣にお住いの方の迷惑にならない
ように気を付けましょう。

開催の時間や、大きな音が出ることなど、
地域で情報の共有をすることが大切です。

イベントの実施

- 事前に相談、申請した内容を
守りましょう
- みんなで楽しく！



後片付け

- 公園を安全に気持ちよく
使えるように、しっかり
片付けましょう



行為許可の手続きについて詳しくはこちらをご覧ください



市公式 WEB サイト



メニューC

お掃除したり花で飾ったり 公園をきれいにしたい！

—— 公園でいろいろな活動をしている人たちって？

近所の公園で草むしりをしたり、お掃除したり、
そんな活動を見かけたことはありませんか？
実は7割の公園で、地域の方がボランティア活動
をしています。

公園をきれいに保ち、
大人も子どもも安全で楽しく利用できるように。
地域住民のみんなで、
公園をより良い場所に育んでみませんか？

緑のまちづくり活動に参加しよう！

活動したい内容に合わせて、すでにある団体への加入や、新たな団体の設立をしましょう。
本市では、公園の愛護や緑地の保全など、緑のまちづくり活動を行うボランティア活動団体を支援しています。

公園愛護会

公園のお近くにお住まいの方 5 名以上でつくる団体です。

定期的な公園の清掃や除草、施設に異常を発見した時の通報などにご協力いただきます。

居心地のよい、きれいな公園を自分たちの手でつくります。
花を植えたり水やりをしたり、花壇活動もしています！



子育て世代を中心に、幅広い年齢層が公園をきれいにする活動に参加し、異世代交流のきっかけとなっています！



活動承認団体

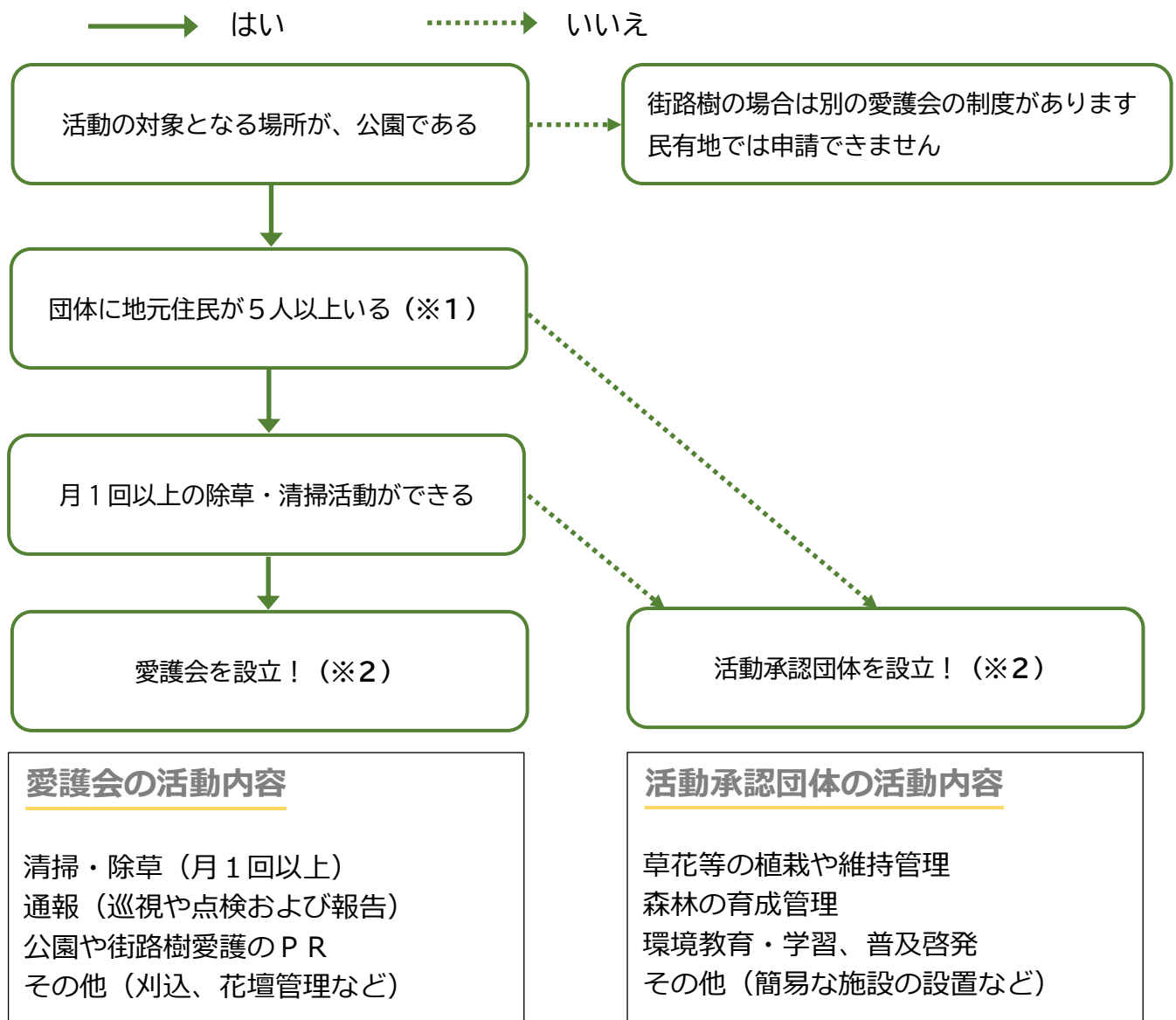
市民や事業者が参加して、花壇や森の手入れ、環境教育など、緑地の保全や緑化活動を行う団体です。活動内容に応じた人数でつくります。

公園をはじめ市内のいろいろな場所で、
花壇活動や緑化活動をしています！



下草刈りや枝打ちなど森を守り育てる活動や生き物の生息環境を守る活動、子どもたちが自然とのふれあいを楽しめる観察会もしています。
体を動かすことでリフレッシュにもなっています！

公園愛護会と活動承認団体、あなたはどっち？



※1 法人が団体の母体になる場合の特例があります。

※2 小さな公園は、1公園1団体が原則です。

市内にはすでにたくさんの団体がありますので、お近くの公園で活動している団体がないか、その活動内容が何か、まずは公園がある区の土木事務所にお尋ねください。

ボランティア活動に対する名古屋市からの支援もあります！

愛護会、活動承認団体について
詳しくはこちらをご覧ください



市公式 WEB サイト



ステップアップ

身近な公園を地域の庭に

地域の人みんなでいろいろな公園の使い方を考え、
実現しよう！

公園をもっとたくさん使いたい！
みんなが集まる庭のような場所にしたい！
そんなことを考えると、
わくわくしてきませんか？

公園を使う方も、
公園の近くに住んでいる方も、
公園を管理する市の職員も、
みんなで力を合わせて、公園をもっと自由で楽しい場所にしよう。

公園をもっと楽しむ使い方

愛護会や地域の団体が、名古屋市との協定により、これまでできなかったコトや公園の新しい利用の仕方などを実現し、公園を地域の庭として楽しく利用しています。

駒場公園（瑞穂区）

地域と行政が一緒になって公園の整備計画を検討。地域のやりたいコトを反映した公園づくりを行いました。公園の完成に合わせて、公園づくりに参加した地域の人達が愛護会を結成し、公園をきれいにする活動とともに、いろいろなイベント企画や情報発信を行っています。



愛称の設定



ルールづくり



キレイで緑あふれる公園づくり



ご近所の保育園の園児さんと花壇に芝桜を植えました



公園を楽しく使える工夫



駒場公園の利用ルールに、ボール遊びは柔らかいボールを使うことがあります。愛護会と学区と市で協定を取り交わし、愛護会器具庫に誰でも使える柔らかいボールを保管しています。

イベントの開催



清掃活動とあわせて、段ボール遊びや工作、紙芝居などのお楽しみイベントを行っています。

地域や市と話し合いながら、みんなで実現していきましょう

まずは地域のみんなで話し合い

公園をどんな場所にしたいのか、公園でどんなコトをしたいのか、地域で相談しましょう。

年齢や立場によって「楽しいこと」はさまざまです。
公園が自宅から少し歩いた場所にある人と
自宅のすぐ隣にある人では感じ方が違うかもしれません。

公園のある地域に住む方の多様なご意見に耳を傾けながら、地域の合意形成を図ります。



公園でどんなコトをしたい？
利用者や町内会、公園の隣にお住まいの方など、**地域のみんなで話し合いましょう。**



やりたいコトの実現には何が必要？
利用者と地域、名古屋市で、**制度や手続きを確認しましょう。**

名古屋市と地域で実現に向けた相談

やりたいコトが決まったら、
制度や手続きを名古屋市と相談します。

例えば、地域住民で愛護会等の団体を結成したり、
名古屋市と協定を結んだり、地域にあわせた公園の
ルールを決めたり。

やりたいコトの実現に向けて、利用者と地域、
名古屋市が、みんなで一緒に考えます。

みんなが集う地域の庭に

みんなで考えたことを、実現させます。
大切なのは、お互いの信頼と協力です。

身近な公園を「地域の庭」として
みんなで育てることで、
公園がもっと楽しくて自由な場所
になります。



公園利用に関する相談受付

(メニューA・B・C) 日常の公園利用や行為許可、団体の設立などのお問合せは
公園がある区の土木事務所へ

名 称	連絡先	名 称	連絡先
千種土木事務所	住所：千種区桜が丘 16 電話：781-5211 FAX：782-2974	熱田土木事務所	住所：熱田区六野 2-5-19 電話：881-7017 FAX：881-7022
東土木事務所	住所：東区出来町 2-8-15 電話：935-8846 FAX：937-6392	中川土木事務所	住所：中川区三ツ屋町 2-88 電話：361-7581 FAX：352-5089
北土木事務所	住所：北区清水 5-6-2 電話：911-8165 FAX：913-3986	港土木事務所	住所：港区港明 1-12-20 電話：661-1581 FAX：661-9154
西土木事務所	住所：西区域西 3-16-33 電話：522-8381 FAX：532-6188	南土木事務所	住所：南区荒浜町 5-10-1 電話：612-3211 FAX：614-3516
中村土木事務所	住所：中村区松原町 1-23-1 電話：481-7191 FAX：481-1750	守山土木事務所	住所：守山区緑が丘 828 電話：793-8531 FAX：792-7279
中土木事務所	住所：中区千代田 1-5-8 電話：261-6641 FAX：252-0742	緑土木事務所	住所：緑区左京山 3027-1 電話：625-4940 FAX：625-4946
昭和土木事務所	住所：昭和区川原通 4-10 電話：751-5128 FAX：751-5129	名東土木事務所	住所：名東区上社 5-1101 電話：703-1300 FAX：703-8452
瑞穂土木事務所	住所：瑞穂区田辺通 3-45-2 電話：831-6161 FAX：831-8710	天白土木事務所	住所：天白区横町 714 電話：803-6644 FAX：805-1594

(ステップアップ) もっと地域で公園を活用するための相談は緑地利活用課へ

名 称	連絡先
緑政土木局緑地利活用課	住所：中区三の丸三丁目 1 番 1 号 電話：972-2489 FAX：972-4143

公園に関する制度や手続きについては、本市公式ウェブサイト等でもお知らせしています。

市公式 WEB サイト等 ページタイトル	URL
名古屋市スポーツ・ レクリエーション情報システム	https://www.net.city.nagoya.jp/sporec/index.html
公園の利用について	https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-4-16-2-0-0-0-0-0-0.html
公園利用の Q&A	https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000068413.html
行為許可	https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000068394.html
ボランティア活動知りたい！	https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-4-15-1-0-0-0-0-0-0.html

身近な公園のてびき

身近な公園の楽しみ方

2024 年 2 月発行

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話：052-972-2489 FAX：052-972-4143